

計画作成年度	令和7年度
計画主体	那智勝浦町

那智勝浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

那智勝浦町農林水産課

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1

電 話 0735-29-4455

F A X 0735-29-7146

メールアドレス sangyo11@town.nachikatsuura.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	那智勝浦町全域

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値 令和6年度	
農作物被害			
イノシシ	いも類、野菜、水稻	1208千円	0.88ha
シカ	いも類、果樹、野菜、水稻	1808千円	0.84ha
サル	果樹、野菜、水稻	1696千円	1.13ha
アライグマ	果樹、野菜	0千円	0ha
カラス他	野菜	40千円	0.01ha
計		4752千円	2.86ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、那智勝浦町における鳥獣類による農作物被害は、イノシシ、シカ、サル、アライグマを中心として発生しており、令和6年度の被害額は、4,752千円となるなど深刻な問題となっている。中でも、シカについては、人里・住宅街周辺にも出没していることから、生息数が増加、また生息域も拡大していると思われる。また、イノシシについては、町内全域、サルについては色川地区、太田地区、高津気地区、狗子ノ川地区で被害が多い。また、アライグマについては海岸沿岸部で目撃及び捕獲実績があり、今後の被害拡大が予想される。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
農作物被害		
イノシシ	1208千円	1087千円
シカ	1808千円	1627千円
サル	1696千円	1526千円
アライグマ	0千円	0千円
計	4712千円	4240千円

指 標	現状値 令和6年度	目標値 令和10年度
農作物被害 イノシシ	0.88ha	0.79ha
シカ	0.84ha	0.76ha
サル	1.13ha	1.02ha
アライグマ	0ha	0ha
計	2.85ha	2.57ha

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	那智勝浦町猟友会への有害捕獲の協力依頼により、狩猟及び有害での捕獲を推進してきた。また、有害捕獲については、県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。	猟友会の方々への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少。また、野生獣の生息数がかかなり増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。
防護柵の設置等に関する取組	毎年、水田地帯においては、県及び町事業で電気柵等の防護柵を設置している。また、サル対策として、住民による追い払い花火等を活用した追い払いも行っている。	毎年、県及び町事業で防護柵を設置しているが、被害報告は一向に減少しない。サルによる被害対策が困難であるため、発信器を活用した追い払いなど新しい手法を駆使した対策が必要。
生息環境管理その他の取組	地域おこし協力隊制度を活用し、えさ場となっている放任果樹のエリアの特定や耕作放棄地の刈り払いについて自治会と協議を実施している。	放任果樹の除去については、放任果樹所在地番の土地所有者の特定に時間を要する場合がある。

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

那智勝浦町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲や追い払い、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。

猟友会会員については県内唯一の射撃場である田辺射撃場での訓練による射撃技術の向上に努め、捕獲実績向上に取り組む。特にサルについては、野生鳥獣駆逐用煙火を住民に配布し住民自らによる被害防止対策を行うとともに、発信機による群れ位置の管理、大型檻による捕獲を推進する。防護柵については、県単及び町単事業などを活用し、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進する。また、捕獲については、猟友会による捕獲はもちろんのこと、農家自身による捕獲を行うため、狩猟免許の取得も支援していくとともに、所有する捕獲檻基数も充実させていく。さらに、鳥獣のエサ場・隠れ場となっている放任果樹等の伐採や耕作放棄地等の刈り払いによる生息環境管理を推進し、総合的に被害を軽減していく。また、これらの対策を効果的に実施するため、地域おこし協力隊制度の活用など、鳥獣害対策の専門家を育成し、対策の充実を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制(那智勝浦町猟友会への協力依頼)による捕獲を行いつつ、更に積極的に被害防止対策に取り組むことが見込まれる者を町長が任命し、鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害軽減に努めていく。また、地域おこし協力隊制度を活用し、鳥獣害対策専門に従事する者を設置し、被害軽減にあたらせる。ライフル銃による捕獲については、射程が長く弾速が速いライフル銃を用いることで捕獲の効率化を図ることが出来る為、所持させる必要がある。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
8年度	イノシシ シカ サル アライグマ	捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。
9年度	イノシシ シカ サル アライグマ	捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。
10年度	イノシシ シカ サル アライグマ	捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

和歌山県鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

・イノシシ、シカ、サル

イノシシについては、豚熱の影響により捕獲数が減少したが、出沒数は増加傾向にある。シカ及びサルについては、出沒数は増加の一途を辿っており、農地周辺に出沒する個体を中心に、銃器やわな、大型檻による捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。

・アライグマ

目撃情報が多い地域に捕獲檻を貸し出し、捕獲をしていくことにより生息地の拡大を防止する。今後は、外来生物法に基づく防除計画を策定し、より効率的な捕獲を推進していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	捕獲頭数 200頭	捕獲頭数 200頭	捕獲頭数 200頭
サル	捕獲頭数 100頭	捕獲頭数 100頭	捕獲頭数 100頭
シカ	捕獲頭数 850頭	捕獲頭数 850頭	捕獲頭数 850頭
アライグマ	捕獲頭数 30頭	捕獲頭数 30頭	捕獲頭数 30頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

猟友会の協力の下、町内全域において、狩猟及び有害捕獲(4月～10月)により、「わな」「檻」「銃」等の手段を用いて個体数調整に取り組む。ただし、有害捕獲実施期間については、猟友会及び那智勝浦町鳥獣被害対策実施隊は、4月から10月だが、シカ・サルの捕獲に関しては、猟期中においても有害捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲については、イノシシ・ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効的であり、大型獣に対する安全性が確保されることから、効果的な被害防止対策と考えられる。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
なし	なし(既に権限委譲済)

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ サル	電気柵及びフェンス 10ha 那智勝浦町全域	電気柵及びフェンス 10ha 那智勝浦町全域	電気柵及びフェンス 10ha 那智勝浦町全域

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ サル	追払い花火講習会の実施 地域おこし協力隊による柵 導入前及び設置後の技術 指導	追払い花火講習会の実施 地域おこし協力隊による柵 導入前及び設置後の技術 指導	追払い花火講習会の実施 地域おこし協力隊による柵 導入前及び設置後の技術 指導

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	全て	放任果樹等の伐採 集落での啓発活動、研修会開催 餌場、生息地の除去など生息環境管理 集落での捕獲、啓発活動 地域おこし協力隊による被害状況のデータ化、被害現場対策、広報活動等 田辺市射撃場での猟友会員の利用率・捕獲技術の向上に努める。
9年度	全て	放任果樹等の伐採 集落での啓発活動、研修会開催 餌場、生息地の除去など生息環境管理 集落での捕獲、啓発活動 地域おこし協力隊による被害状況のデータ化、被害現場対策、広報活動等 田辺市射撃場での猟友会員の利用率・捕獲技術の向上に努める。
10年度	全て	放任果樹等の伐採 集落での啓発活動、研修会開催 餌場、生息地の除去など生息環境管理 集落での捕獲、啓発活動 地域おこし協力隊による被害状況のデータ化、被害現場対策、広報活動等 田辺市射撃場での猟友会員の利用率・捕獲技術の向上に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
那智勝浦町	情報収集、連絡調整
東牟婁振興局	情報収集、連絡調整
新宮警察署	情報収集、緊急時における活動協力
那智勝浦町実施隊(猟友会東牟婁支部)	捕獲活動
和歌山県鳥獣保護管理員	活動協力

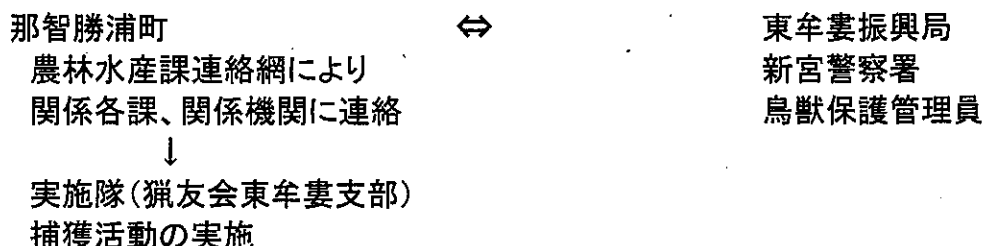
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

(1) の関係機関が緊急の情報を受けた場合、那智勝浦町が中心となり、対応に必要な機関に連絡を行う。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心だが、地域資源として食肉利用していくことも検討していく。捕獲した対象鳥獣の残渣については、適切に埋設処理等を行うよう取り組む。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内に所在する民間解体処理施設が食肉及び加工食品を展開している。また、飲食店でもジビエ料理を提供しているが、店舗数が少ないことから、普及に向けて広報等を展開していく。
ペットフード	町内に所在する民間解体処理施設が加工及び販売しているが、その他民間業者の取り扱いについては把握できない為、普及に向けて広報等を展開していく。
皮革	現在町内において民間業者の取り扱いについては、把握していない。取り組みについて、研究していく。
その他 (油脂、骨董製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	現在、有害従事者の一名がシカの角製品を加工し、道の駅で販売している。活用できる加工品の取組について、研究していく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有害鳥獣捕獲従事者に対し、わかやまジビエ衛生管理ガイドラインの普及啓発を実施し、鳥獣食肉処理加工施設への搬入数の増加に取り組む。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那智勝浦町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東牟婁振興局	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
那智勝浦町	施策の立案、被害実態調査、捕獲補助
那智勝浦町猟友会	捕獲の実施
和歌山県農業協同組合	農家及び地域への知識・技術の普及
那智勝浦町農業委員会	農家、地域からの意見のとりまとめ

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
株式会社古川銃砲店(田辺射撃場)	狩猟者の育成・捕獲技術向上指導
鳥獣保護管理員	専門家による情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

那智勝浦町猟友会員より積極的に被害防止対策に取り組むことが見込まれる者を町長が任命し、那智勝浦町鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にし、被害の軽減に努めていく。

- ・那智勝浦町職員 3名 施策の立案等
- ・実施隊員 約20名 捕獲活動
- ・鳥獣保護管理員 1名 対策全体の助言・指導

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那智勝浦町鳥獣害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間事業協定集落、自治会等においても積極的な参加を促し集団での取組を進めていく。特に地域おこし協力隊制度などを活用し、鳥獣害対策の専門家の育成を行い、行政、農業者、猟友会など関係者と連携をとり取組を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。